

内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている別表に掲げる内閣府の所管する法令及び当該法令に基づき命令（告示を含む。）に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、又は準じて、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律若しくは命令（告示を含む。）、又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、この府令の定めるところによる。</p> <p>別表（第一条関係）</p> <p>一～六十七（略）</p> <p>六十八 実務補習規則（平成十七年内閣府令第六百六号）</p> <p>六十九 日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続等を定める内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている別表に掲げる内閣府の所管する法令及び当該法令に基づき命令（告示を含む。）に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、又は準じて、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律若しくは命令（告示を含む。）、又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めがある場合を除くほか、この府令の定めるところによる。</p> <p>別表（第一条関係）</p> <p>一～六十七（略）</p> <p>六十八 実務補習規則（平成十七年内閣府令第六百六号）</p> <p>（新設）</p>